

多面的機能支払事業 令和6年度事務研修会 (工事監督・施工管理)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

はじめに

『多面的機能支払交付金』は、農業や農村が持つ多面的な機能（国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など）の維持・発揮を図るために、地域の共同活動を支援し、地域資源（農用地、水路、農道など）の適切な保全管理を推進する目的でつくられた助成制度です。



工事監督

1. 必要性

設計図書に基づき工事を実施する場合、適正に施工が行われるよう、市町村や土地改良区などが定めた基準（施工管理基準）に従って、施工業者に責任をもって管理してもらいます。

しかし、だからと言って工事着手から完成まで、施工業者に任せきりというわけにはいきません。工事の出来上がりを見たら当初想像していたものと違っていたり、使いづらいものだったなどということもあります。

よりよい工事とするためには、施工業者と適宜コミュニケーションを取りながら、工事の途中に何度か現場に足を運ぶなどして、その状況を確認することが欠かせません。

2. 監督員とは

「監督員」とは、発注者（活動組織）の代理人として、発注した工事が設計図書どおり適切に施工されているか否かを監督する人を言い、材料検収や段階確認、各検査の立会い、受注者側の代理人（現場代理人）との調整などを行います。

「監督員」と混同されやすいものに「現場監督」があります。「現場監督」は通常、受注者側の代理人（現場代理人）もしくは施工管理を行っている主任技術者のことを言います。ちなみに、多面的機能支払事業で発注するような小さな工事では、現場代理人が主任技術者を兼務している場合がほとんどです。

3. 監督員の務め

監督員の主な業務は、「長野県建設工事監督要綱（H28. 3改定）」によれば、次の4項目です。

① 契約の履行の確保

契約書類・設計図書に関すること、工程管理に関すること

② 施工状況の確認等

材料の確認、工事施工の立会い、
工事施工状況の確認・把握

③ 円滑な施工の確保

地元対応、関係機関との調整

④ その他

災害発生時等における臨機の措置、
工事完成検査に関すること



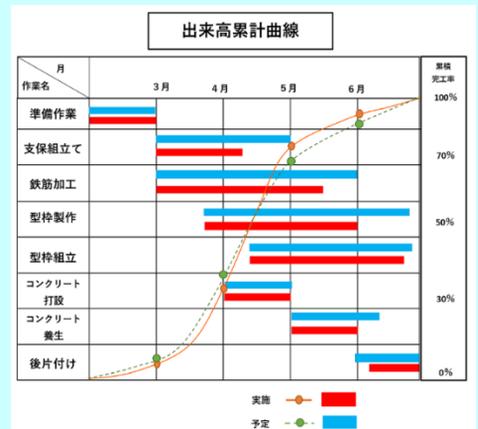
4. 施工管理

施工管理とは、施工業者が受注した工事を定められた期間内で完成できるように、工事現場を管理することをいい、次の4つからなっています。

- i 工程管理
- ii 安全管理
- iii 品質管理
- iv 出来形管理(写真管理含む)

発注者(活動組織)としても、施工管理の内容を理解した上で監督することが求められます。

以下、4つの管理について説明します。



i 工程管理

工程管理とは、契約工期内に工事目的物が、所定の仕様書、図面などに基づいて完成するよう工程を管理することです。

監督員は、施工業者が作成した実施工程表が適切か否か(無理のない工程か)、実施工程表と現場の進み具合に大きな差はないか、実施工程表と比べて工事が遅れている場合は、その原因を把握し、現場代理人(主任技術者)に工事進捗を図るよう指示します。

ii 安全管理

建設工事は、他の産業に比べて様々な事故が発生し、その事故によって人的・物的被害が生じやすいことから、安全管理は、事故防止を図る上で大変重要です。

建設工事では、災害防止の観点から各種の法令が制定され、それに基づく行政指導通達等も多く出されており、それらを順守して工事を行わなければなりません。

発注者である活動組織が、それらの法令や通達に精通することは困難なため、一義的には施工業者の責任で安全管理を行うこととなりますが、発注者である活動組織も、現場状況を確認して、例えば通行者など第三者に何らかの危害が及ぶ可能性を見つけた場合は、現場代理人(主任技術者)にそのことを伝え、対応してもらうことも必要です。



iii 品質管理

建設工事は、一般的に使用する材料の形状・寸法・品質や、工事目的物の品質・規格が、仕様書で明示されており、施工業者は、明示された品質・規格を十分満足し、かつ経済的に完成するよう管理するのが、品質管理です。

施工業者は、施工管理基準(市町村や土地改良区などが定めた施工管理基準を準用)内に収まるよう自主管理し、発注者(活動組織)は、所定の品質・規格どおり施工されているか否かについて、定められた検査方法で合否判定を行います。

しかしながら、専門的な知識を持たない発注者(活動組織)が、そうした検査を行うことは難しいため、専門的な知識を有する人の助言・指導を受けたり、あるいは、現場代理人(主任技術者)の説明を受けるといった方法で確認することも考えられます。

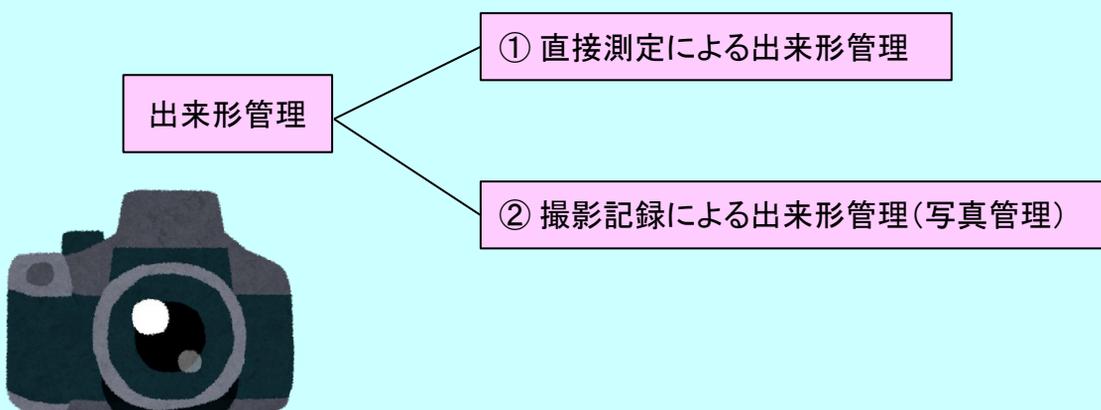
水路工事で使うベンチフリュームなどコンクリート二次製品の場合、JIS規格に適合したものであれば安心ですし、農道舗装などで相当量の生コンやアスファルトを使う場合は、注意が必要となります。



iv 出来形管理(写真管理含む)

出来形管理とは、工事目的物が発注者の意図する規格・基準に対して、どの程度の精度で施工されたか、その形状・寸法・仕上げなどの出来形を管理することです。

出来形管理は、次の2つに大別することができます。



- ① 直接測定による出来形管理は、設計値と実測値を対比し、施工管理基準値に対するバラツキ具合を管理します。
- ② 撮影記録による出来形管理(写真管理)は、施工完了後、土に埋まるなどして目で見るできない箇所の出来形、出来高数量及び施工状況等を、施工段階ごと写真により確認します。

監督員は、工事の途中で何度か実際に出来上がった構造物の寸法を測ったり、写真を見て、設計図に記された寸法と合っているかどうかを確認します。

5. よりよい工事に向けて

専門的な知識を持たない発注者(活動組織)であれば、市町村や土地改良区などと緊密に連携するとともに、施工業者の現場代理人(主任技術者)としっかりコミュニケーションを取ることが大切です。発注した工事に関心を持って、業者さんに任せきりにならないよう心掛けましょう。

